記入見本

父又は母などで所得の高い人が請求者（受給者）となります。

国民年金加入者、未加入者は「ウ」に、それ以外は「ア」に〇をつけてください。

請求者と同じ名義の口座となります。

・特例給付　認定請求書

古河市長　　様

日	提出年月日	令	
	※宛名番号		

請求者

（ふりがな）	こが　たろう		
氏名	古河　太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等で	住所（法人の主たる事務	〒306-〇〇〇〇 古河市〇〇1234番地 〇〇 携帯電話　〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
性別	男・女	生年月日	昭和・平成　50・6・6
加入年金状況	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他	本年1月1日の住所	※上記と異なる場合に記入してください

加入している年金に〇をしてください。

支払希望金融機関

口座名義人（カナ 記入）	コガ　タロウ	
名称	〇〇銀行	口座番号 1234567
〇〇	本店・支店 出張所・支所	普　通

配偶者の有無

有・無	（ふりがな）	こが　はなこ	
配偶者の氏名	古河　花子	※児童手当又は特例給付の支給の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な税情報の公募等の確認を行うことに同意します。	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
配偶者の性別	男・女	同居・別居の別	同居・別居
配偶者の生年月日	昭和・平成　54・8・8	配偶者の職業	ア. 被用者 イ. 公務員（勤務先　　） ウ. 被用者等でない者
配偶者の住所	〒 携帯電話　〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	本年1月1日の住所	※上記と異なる場合に記入してください

公務員の場合は（）に勤務先を記入してください。

請求者と別居の場合のみ記入してください。

児童

ふりがな 氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で該当する場合〇印	3歳未満の児童〇印	※3歳以上小学校修了前の児童〇印	了後中学校修了前の児童〇印
こが　ゆき 古河　雪	子	平成・令和　16・1・1	同・別	平成23年6月	〒 アメリカ合衆国	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
こが　はな 古河　はな	子	平成・令和　21・5・4	同・別	平成　年　月	〒 同上	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		平成・令和			〒		同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		令和				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			

18歳以下の児童全員を上の児童から順番に記入してください。

児童と同居している場合は「同」に、別居している場合は「別」に〇をつけてくださ

児童が海外留学のため出国している場合は出国した年月を記入してください。

児童を監督・保護している場合は「有」に〇をつけてください。

児童が請求者自身の子でない場合は「維持」に〇をつけてください。

譲渡所得の有無	有・無	※申請事由	※事由発生日	認定・却下	認定・却下年月日	支給開始年月	手当月額
扶養親族等及び児童の数　人		1. 出生 2. 転入 3. 他（　　）	／		令和　・　・	令和　・	3歳未満分　円 3歳以上小学校修了前分　円 中学生分　円 計　円
（うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　人）							

所得の状況	令和　年分所得額	控除後の所得額	所得制限限度額	区分	・児童手当 ・特例給付	備考
	円	円	円			□個人番号確認 了承済み

配偶者の令和　年分所得額	※審査	令和　年分所得の合計額	控除					
			雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除額障　人・特障　人	寡婦・寡夫・勤労学生控除額	児童手当法施行令第3条第1項による控除
円		円	円	円	円	円	円	80.000円

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。　◎※印の欄は、記入しないでください。　◎字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。　◎記名押印に代えて、署名することができます。

(裏面)

注意

１　「請求者住所(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
２　「請求者個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
３　「請求者住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
　また請求者が個人であり、本年（１月から５月までの月分については、前年をいいます。）１月１日にほかの市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。）
４　「請求者職業」、「請求者性別」、「**請求者**生年月日」、「請求者の配偶者の有無」、「請求者が加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」、「請求者譲渡所得の有無」、「請求者扶養親族等及び児童の数」、「請求者所得の状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
５　「配偶者の氏名」、「配偶者の個人番号」、「配偶者の性別」、「同居・別居の別」、「配偶者の生年月日」及び「配偶者の職業」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。「配偶者の住所」の欄は、配偶者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また配偶者が個人であり、本年（１月から５月までの月分については、前年をいいます。）１月１日にほかの市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。）
６　「児童」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
７　児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
８　「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
　①　「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や認定者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
　②　「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
９　「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
　①　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。
　②　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
１０　「所得の状況」の欄は、請求者の前年(１月から５月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から８万円を控除した額を記入してください。
　なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
１１　「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また[　]内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
　なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
　いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
１２　この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお当該書類により証明すべき事実を公募等（マイナンバー制度による情報連携を含む）によって市町村長が確認することができるときは当該書類は省略することができます。
　①　児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童の氏名、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主の氏名及び世帯主との続柄が記載されたもの。
　②　児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き３年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
　③　児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
　④　請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　⑤　請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　⑥　児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
　⑦　生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　⑧　請求者が本年(１月から５月までの月分については、前年をいいます。)１月１日に他の市町村に住所が有していた場合は、請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
　⑨　「１１」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
　⑩　請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考
１．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
２．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。